# 第四次宍粟市行政改革大綱



令和 年 月

# 目 次

1.	策 定 の 趣 旨	1
2.	これまでの取組	2
3.	行政改革の考え方	5
4.	計 画 期 間	5
5.	改革の柱(重点事項)	5
	【 I 】時代に即した効果的かつ効率的な行政運営 (行政評価・事務事業の見直し)	6
	【Ⅱ】組織・機構の見直し	7 7
6.	財政の将来予測	8
7.	収支改善に向けた取組	1C
8.	計画の進め方	13
9.	個別施策及び推進項目と方向性	14
	【1】歳出抑制に向けた取組 【2】歳入確保に向けた取組	
10.	. 用 語 集	28

### 策定の趣旨

平成18年3月に「第一次宍粟市行政改革大綱」を、平成23年3月に「第二次宍粟市行政改革 大綱」を、平成28年2月に「第三次宍粟市行政改革大綱」を策定し、第一次では厳しい財政状況 からの脱却、第二次では地方分権に対応する仕組みの改革・公共サービスを永続する財政の改革、 第三次では将来にわたる収支バランスの確保を柱とし、改革を推進してきました。

しかし、本市においては国全体のペースを上回って人口減少・少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少による税収の減少や、高齢者の増加による医療費等の増加が大きな課題となっています。さらに、市の大きな収入源である国からの普通交付税は、合併に伴う優遇措置が平成28年度から5年間で段階的に縮減され、令和3年度には本来の普通交付税の算定である一本算定となり、優遇措置は廃止され、財政面においては非常に厳しい状況となっています。

このような状況の中、平成28年4月から第2次宍粟市総合計画がスタートし、『人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち』の実現に向け、総合的かつ計画的にまちづくりを進めており、令和4年4月からは第2次宍粟市総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」という。)がスタートし、後期基本計画では、計画的な財政運営を前提としたうえであらゆる施策の展開をするという考え方の整理のもと、後期基本計画の中に「健全な行財政運営の推進(行政改革大綱)」の理念や考え方を1つの章として位置付け、施策の推進と行財政改革の推進を一体的に整理しています。後期基本計画における施策実現に向け、将来を見据えた財政収支見通しをもとに財源を確保していくことが必要不可欠です。

令和3年度の財政収支見通しでは、人口減少による税収入・地方交付税が減少する一方で、高齢化率増加による医療費など社会保障費の歳出全体に占める割合は増加するという将来予測のもと、現行のままいくと、令和9年度及び令和11年度以降には収支がマイナスに転じる見込みであり、歳出抑制及び歳入確保に積極的に取り組む必要があります。また、宍粟市における豊かな森林資源を活用した取組、学校等跡地や未利用財産の有効活用に積極的に取り組む必要があります。

さらに、限られた財源の中での行政運営においては、行政事務へのRPAやAIの導入による 定型業務の効率化や、行政手続のオンライン化などによる行政サービスの向上はもとより、あら ゆる分野においてICTを活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)による変革が求 められるとともに、新たな施策を展開する重要性と同様、施策を検証し、見直しや廃止の判断を 行っていくことが求められます。

これらのことを念頭に、将来にわたる収支バランスの確保及び資産の有効活用に向けて、行政 改革に取り組みます。

### これまでの取組

平成18年度から平成27年度にかけて「第一次宍粟市行政改革大綱」及び「第二次宍粟市行政 改革大綱」により行政改革に取り組み、平成27年度に第二次行政改革大綱の取組内容について検 証したうえで「第三次宍粟市行政改革大綱」を策定し、平成28年度からこれまでの間、行政改革 に取り組みました。

この取組による行政改革の効果額は、平成18年度~平成22年度の5年間において約47億円、平成23年度~平成27年度の5年間において約14億円、平成28年度から令和2年度までの5年間では目標効果額累計約5億円に対し、約5億5千万円の実績となっています。(※効果額…歳出抑制額と歳入増加額を足した数値で収支不足解消額として計算するもの)

第四次行政改革大綱の策定にあたっては、第三次行政改革大綱における取組項目の目標達成状況や課題について検証しており、引き続き取り組む必要があるものであっても、状況に合わせた行政サービスのあり方について見直すこととし、他分野の個別計画において引き続き取り組むものについては、本大綱との整合を図りつつ取り組むこととします。

なお、第三次行政改革大綱における取組項目及び本大綱に引き継ぐかどうかについては以下の とおりで、第三次行政改革大綱の目標達成状況や課題について検証した結果及び評価の詳細は、 市ホームページに公表しているとおりです。

区分	項目名	第三次行政改革大綱での取組の概要	今後の方向性		
	徴収率向上に向け た取組の推進(市 税・国保税)	た取組の推進(市   門員の配置、住民税特別徴収の強化、債権回収事			
	徴収率向上に向け た取組の推進(市 税・国保税以外)	滞納整理検討会議における滞納対策強化、集中した債権回収、滞納整理ノウハウの共有、行政サービスの制限導入、債権回収業務の一元管理	継続		
歳入確保	使用料・手数料等 の見直し	水道料金・下水道使用料・ごみ処分手数料・公共 施設使用料・その他使用料及び手数料の見直し	継続		
NOW TOLEN	分担金の見直し	各種分担金の見直し	継続 ※使用料・手数料 等の見直しに統合		
	広告料収入の確保	広報紙・市公式サイト・しそうチャンネルでの広告掲載、新たな広告掲載の媒体の検討、民間からの提案導入検討	継続		
	ふるさと納税の拡充	返礼品の見直し、サイト等による PR、事務の包括的民間委託の検討、返礼品以外での寄付増加の工夫	継続		

区分	項目名	第三次行政改革大綱での取組の概要	今後の方向性
歳入確保	再生可能エネルギ ーの利活用	オフセットクレジット実施検討、再生可能エネル ギー利活用	継続
成八吨床	市有財産の有効活 用	未利用地の貸付・売却の推進、市有林の売却の推 進、未利用地明確化・利活用方向性決定	継続
	人件費の抑制	職員給料の適正化、職員定員の適正化及び早期退職者の募集、時間外勤務の抑制	継続
	組織・機構の効率 化と強化	行政組織・体制の見直し、ICTの活用、女性管 理職の登用拡大	継続 ※女性活躍…他計 画(男女共同参画 プラン)において 継続
	人事評価制度の導 入と人材育成等へ の反映	評価基準の明示、職員組合との調整、評価者訓練 研修、職員意識調査の実施、人事評価活用につい て人材育成方針へ記載	他計画(人材育成 基本方針)におい て継続
	職員研修の充実	職員研修の実施、広域研修組織への参加、兵庫県 等への派遣	他計画(人材育成 基本方針)におい て継続
	職員提案制度の活 用	職員提案の募集、提案方法の改良、優秀提案職員への人事評価への反映、リスク・課題を整理した事務改善	継続 ※人事評価等…他 計画(人材育成基 本方針)において 継続
歳出削減	行政評価の活用に よる事業の推進	評価の改良、評価表の公表、外部評価手法の検討	継続
	既存事務事業の実 施手法等の見直し	確定申告受付会場の集約、観光イベント等の整理、 行政改革本部会議での調整	継続 ※一部達成済
	民間活力の積極的 な活用	民間活用可能性の検討(行政評価・予算編成過程)、 民間活用指針の策定、ごみ収集業務の民間委託の 導入、水道業務の包括的外部委託の導入、指定管 理施設の経営検証、指定管理者の公募の検討、指 定管理者制度未導入施設への導入検討	継続 ※一部継続しない
	情報システムの最適化	情報システムの最適化、自治体クラウドへの切替、 マイナンバー制度導入	継続
	新地方公会計の積 極的な活用	統一的基準の財務書類作成、固定資産台帳の整備、 事業別・施設別の行政コスト計算書の活用(行政 評価・予算編成過程)、老朽施設更新の平年度化	継続
	事務の共同化の推進	他市町との事務の共同実施、共同利用	継続

区分	項目名	第三次行政改革大綱での取組の概要	今後の方向性
	繰上償還の推進	償還額とのバランスを考慮した地方債発行、繰上 償還の積極的実施	継続
	扶助費の見直し	自助・共助・公助による地域における支え合いの 仕組みづくり、市民・地域・行政・介護サービス 事業者・医療機関等が一体となったネットワーク づくり、事業効果の検証、他市町の水準との比較 による見直し(行政評価・予算編成過程)	継続 ※仕組みづくり・ ネットワークづく り…他計画(地域 福祉計画)におい て継続
歳出削減	公共施設等総合管 理計画による最適 化の推進	市民局管内施設の集約、給食センターの機能集積、下水道施設の統合及び長寿命化	継続
	建設事業費の総枠の抑制	建設事業費の総枠の設定、総枠内での事業実施、 合併特例事業債の有効配分、建設事業費の一般財 源ベースでの削減	継続
	補助金の整理合理 化	終期の設定によるスクラップアンドビルド、新た な運用基準による補助金の精査、補助メニューの 精査(行政評価・予算編成過程)	継続
	繰出金等の縮減	総合病院の経営改善、下水道事業への地方公営企業法適用、第三セクターの経営状況確認・事業者の統合	一部継続 ※総合病院…公立 病院改革プランに おいて継続
	市政への市民参画の推進	審議会等公募委員の比率向上、会議開催時間等の柔軟な対応	総合計画「後期基 本計画」において 継続
	審議会等への女性 参画の推進	審議会等委員への女性の積極的な登用、会議開催時間等の柔軟な対応、自治会役員等への女性登用の推進	男女共同参画プランにおいて継続
市民参画	情報提供機能の充実	市コミュニケーション戦略プランの推進、広報専門家による広報メディアの検証及び改良、市民参画による広報広聴推進委員会の設置、広報広聴研修の実施	コミュニケーショ ン戦略プランにお いて継続
	市民ニーズや地域課題の的確な把握と反映	市コミュニケーション戦略プランの推進、市民参画による広報広聴推進委員会の設置、テーマ型懇談会の実施、地域コミュニケーションマニュアルの策定、広報広聴研修の実施	コミュニケーショ ン戦略プランにお いて継続
	しそう光ネット (光ケーブル網) の活用	防災・行政情報伝達の実施、放送通信サービスの 安定性確保、防災設備・観光施設等における情報 通信環境向上、各施策におけるしそう光ネットの 活用	コミュニケーショ ン戦略プラン・I CT活用ビジョン において継続

<sup>※ 「</sup>他計画において継続」と記載している項目については、個別の分野別計画において具体の取組について明記していくものです。

### 行政改革の考え方

法令等に「行政改革」の用語の定義はありませんが、地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあることを念頭に、後期基本計画や地域創生総合戦略におけるめざすまちの実現のためには、市民とともに市政に取り組むことが前提にあることを認識し、行政サービス向上のためにサービスのあり方を見直していくとともに、「歳出抑制」、「歳入確保」、「資産の有効活用、公共施設等の効果的・効率的な維持管理」に取り組むこととします。

### 計画期間

計画期間は、後期基本計画に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

### 改革の柱 (重点事項)

行政改革大綱は、後期基本計画の第4章「健全な行財政運営の推進」に位置付けられており、後期基本計画における施策推進と行財政改革の推進を一体的に整理し、後期基本計画第1章から第3章までの施策推進について、行財政改革に取り組む中で、優先順位を付ける中で実施することとなっています。将来にわたって持続可能な行政運営を確保することはもとより、後期基本計画や地域創生総合戦略におけるめざすまちの実現のためには、市民とともに市政に取り組むことが前提にあり、現行の行政サービスの実施手法でいいのかという視点を常に持ち、新たな事業や手法を考え、限られた職員及び財源の中で行政サービスを向上していくために、ICT技術の活用や職員のスキルアップ、組織の見直しなど課題に対応した行政体制整備を常に図っていくことが必要です。こういった考え方及び次の【I】~【V】の取組を前提として、「収支改善に向けた取組」に規定する「歳出抑制」、「歳入確保」、「資産の有効活用、公共施設等の効果的・効率的な維持管理」について、個々に計画を立てて財政収支の不足の解消に取り組みます。

#### 【I】時代に即した効果的かつ効率的な行政運営(行政評価・事務事業の見直し)

後期基本計画及び地域創生総合戦略、その他分野別の個別計画に位置付けた事業を着実に推進するとともに、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルにより進捗管理を行います。新規または拡充事業については、3年から5年程度の終期を設定し、現行の事業実施手法でよいか、行政サービスを向上させるために制度を見直す必要は無いかを常に考え、終期を迎える年度には、実施計画や行政評価委員会、予算編成における協議の場で、目的を達成したものは廃止することや、達成できなかったものはなぜできなかったのかを検証し、次の展開につなげていくなど社会の変化に対応した施策を展開します。

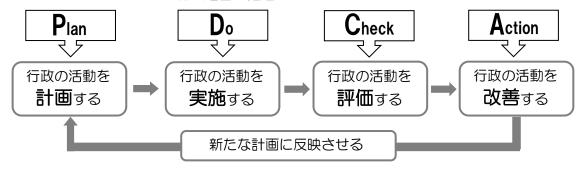
なお、新規または拡充事業を検討する際には、スクラップアンドビルドを原則とし、何か別の 事業を廃止または縮小することや同額程度の予算額を圧縮することを原則とし、限られた財源の 中で施策を展開していくこととします。

事務事業の見直しの考え方をさらに浸透させるため、毎年度、後期基本計画の施策体系に沿った行政評価を実施し、評価にあたっては引き続き項目を絞った中で外部評価を実施することとし、評価手法や評価結果については、分かりやすい評価シートにて全庁的に共有することとし、市ホームページにおいても公表することとします。

また、事業の全部または一部を民間事業者に委託することでより効果的かつ効率的となるもの については、積極的に民間事業者に委託することとします。

さらに、補助金等の交付に係る運用基準の見直しを行い、新たな運用基準により既存の補助金 の精査を行うこととします。

#### ~PDCAサイクルによる行政運営の推進~



#### 【Ⅱ】組織・機構の見直し

社会情勢の変化による新たな行政ニーズに対応するため、また、新たな行政課題が発生した場合の課題解決のため、効果的・効率的な組織・機構となるよう見直します。

生活圏の拠点づくりでは、「市民が集う」ことによる「賑わいの創出」を目的とした拠点整備が行われており、点在する公共施設の集約が行われている中で、組織体制としても一定程度集約することで、行政課題への対応力を強化し、さまざまな課題解決をめざします。

また、市長部局と行政委員会部局との事務の委任による効率化に引き続き取り組むとともに、男女共同参画プランに基づき、女性職員の活躍に取り組みます。

#### 【Ⅲ】人材育成・職員の意識改革

社会情勢の変化による新たな行政ニーズに対応するためには、組織・機構の見直しだけでなく、 業務の多様化及び専門化に対応できる職員の資質向上が必要です。職員の資質向上のためには、 職員研修が必要であり、市独自で実施する研修のほか、広域で実施する研修への参加、兵庫県等 への職員の派遣などにより、職員の対応能力を向上させるとともに、ジョブローテーションによ り、視野や知識・技術を幅広く深め、職員のスキルアップ及び能力開発に取り組みます。

また、職員からの事業提案を募集し、優秀な提案をした職員には表彰に加え、人事評価に反映 させるなど、職員のモチベーションアップや提案への意識改革に取り組みます。

なお、職員研修や職員提案制度の人事評価への反映、職員の意識改革を含めた人材育成については、「宍粟市人材育成基本方針」において、取組の詳細等定めていくこととします。

#### 【Ⅳ】デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

社会経済の変化に伴いデジタル技術革新が進む中、国において「デジタル社会の実現」が掲げられ、まずは自治体(市区町村)において、行政サービスにおけるデジタル技術活用による利便性の向上や、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げるなど、自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が求められています。自治体DXでは、自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底が重点取組事項として掲げられ、これらに合わせて、地域社会のデジタル化について取り組むべきとされています。

なお、自治体DXの推進、デジタル人材の育成・確保、また、ICTを活用した後期基本計画・ 地域創生総合戦略の積極的な推進については、市の魅力発信、行政サービスの向上、行政サービ スの効率化が重要であり、国における「自治体DX推進手順書」を参考に、「宍粟市ICT活用ビ ジョン」において取組の詳細等定めていくこととします。

#### 【V】広域での事務の共同化の推進

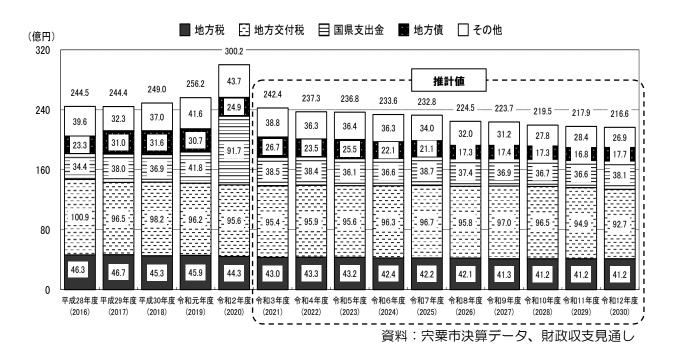
平成 27 年4月に播磨圏域 8 市 8 町(姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、 宍栗市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町)が連 携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、平成 28 年3月に播磨科学公園都市圏域(たつの市、 宍栗市、上郡町、佐用町)が定住自立圏形成に係る連携協定を締結し、播磨圏域連携中枢都市圏 構想及び播磨科学公園都市圏域定住自立圏構想に基づき、さまざまな分野において連携によって 事業を実施しています。また、三県境地域創生会議(宍栗市、上郡町、佐用町、鳥取県智頭町、 岡山県美作市、岡山県西粟倉村)を設置するなど、事業内容に応じて県を越えた連携も実施して います。今後においても、圏域・連携市町において、共同での事務処理・事業実施や、施設の共 同利用などが可能な場合は、圏域・連携市町と協議のうえ、積極的に共同での事務処理・事業実 施や、施設の共同利用に取り組むこととします。

### 財政の将来予測

令和3年度から令和12年度までの一般会計における財政収支の見通しでは、歳入では地方交付税が人口減少の影響を受け減少していくこととなり、令和12年度には令和3年度と比較すると約25億8千万円の減少が見込まれます。また、生産年齢人口の減少に伴い、地方税についても減少していく見込みとなります。

※本大綱の財政収支の見通しは、国が示している直近の地方交付税の算定方法を反映させた数値としています。

#### <歳入額の見通し>

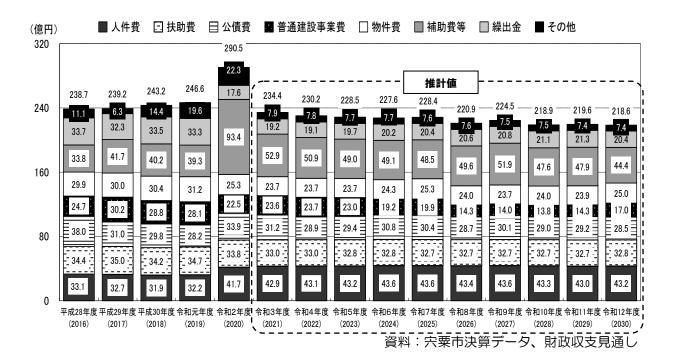


歳出では、高齢者人口の増加に伴う社会保障関係経費を中心とした給付費など扶助費は、令和12年度には令和3年度と同等の金額となる試算となっていますが、歳出全体に占める割合については増加する見込みとなっています。一方で、人件費は、平成17年度の合併当初の職員数から、令和3年4月1日現在で、既に120人(病院及び消防を除く。)削減しており、新たな行政課題が増える中、これまでのような減少は見込むことができません。

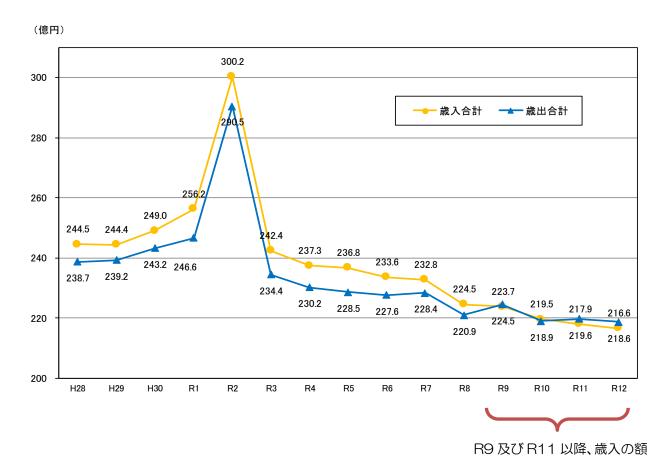
収支不足を補うには、令和9年度及び令和11年度以降は財政調整基金(貯金)の取り崩しが必要となっていますが、財政調整基金(貯金)に依存しない安定した財政運営のためにも、人口減少対策や扶助費を抑制するための対策等を講じるとともに、行財政改革のさらなる推進を図っていく必要があります。

※参考: 令和2年度末財政調整基金残高 28.6億円

#### <歳出額の見通し>



#### <歳入歳出額の見通し>

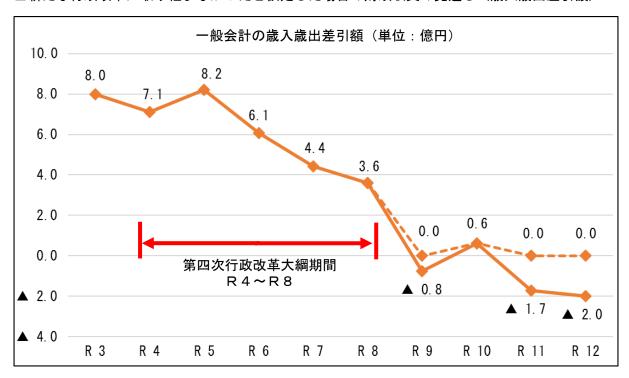


を歳出が上回る。

### 収支改善に向けた取組

#### <歳入歳出差引額の見通し>

#### ■新たな行政改革に取り組まなかったと仮定した場合の財政収支の見通し(歳入歳出差引額)



#### 1. 目標設定の考え方

現在の財政収支の見通し(上記グラフの「取組前収支」実線ライン)では、令和9年度に一旦収支がマイナスになり、その後令和11年度から再度収支がマイナスとなり、令和12年度に最大で2億円の収支不足になると見込んでいます。

最終的な目標は、この2億円の収支不足を解消することですが、そのためには早い段階から収 支不足の解消に向け、計画的に取り組む必要があります。

基本的には、現状より歳出を減らし歳入を増やすことで収支のバランスは改善されることとなりますので、資産の有効活用等も含めて計画期間に歳出抑制・歳入増加に取り組み、最終的に歳出抑制額と歳入増加額の合計が収支不足額と同金額となれば、将来の収支不足が解消できる(上記グラフの「取組後収支」点線ラインになる)と考えています。

このことから、本大綱の計画期間である令和4年度から令和8年度の5年間のうちに、令和12年度に見込まれる2億円の収支不足額を解消することを目標とします。

#### 2. 歳出抑制に向けた取組

宍粟市発足の平成17年度以降、第一次~第三次宍粟市行政改革大綱に基づき、歳出抑制に向けた取組を行ってきましたが、人口減少による税収入及び普通交付税の減少が続いている現状にお

いて、歳入に応じた歳出とし、将来にわたって収支バランスのとれた行財政運営を行っていく必要があります。

そのためには、人件費の適正化、普通建設事業費の抑制、繰上償還の推進、事務事業の見直しによる各種経費や補助金等の抑制などにより、目標を定めて計画的に歳出抑制に取り組みます。また、新たな行政課題への対応や事務事業の増加等により、これまでのような職員数の減少は見込むことはできず、民間委託のさらなる推進や、組織・機構の見直し、ICTを活用した事務事業の実施により、これまで以上に効果的かつ効率的な行財政運営に取り組みます。

これらの取組により、計画段階での積算額として約〇億〇千万円の歳出抑制を見込んでいます。 また、目標額は設定できませんが、スポーツの振興や健康づくりの推進により、医療費・介護給付費など扶助費の抑制にも取り組みます。

病院事業における行政改革については、全国的に公立病院改革プランを策定することとなって おり、同プランにおいて、取組の詳細等定めていくこととします。

#### 3. 歳入確保に向けた取組

人口減少による税収入及び普通交付税の減少が続く中で、市税等収入の増加を見込むことは困難な状況ですが、収納率の向上や滞納繰越額の縮減などに向けた取組について、引き続き行っていく必要があります。

また、水道料金や下水道料金、ごみ処理手数料、公共施設の使用料等について、維持管理費を使用料でまかなうことをベースとし、料金改定の必要性を検証したうえで、適正な負担を求めていきます。

さらに、広報紙や市公式サイト、庁舎施設、封筒などへの広告料収入の増加に取り組むとともに、企業版ふるさと納税の推進や、市事業におけるクラウドファンディングによる寄付金の確保、 返礼品のより効果的なPRなど、ふるさと納税の拡充に取り組みます。

これらの取組により、計画段階での積算額として約〇億〇千万円の歳入増加を見込んでいます。

#### 4. 資産の有効活用、公共施設等の効果的・効率的な維持管理

市面積の9割が森林となっており、森林資源の有効活用として、人工林における計画的な搬出 間伐により、立木売払い収入を確保するとともに、森林資源を活用したJ-クレジット制度の導入 検討や、小水力を活用した再生可能エネルギーの普及促進による収入確保に取り組みます。

学校規模適正化や幼保一元化が進む中で、閉校・閉園・閉所となる学校等施設が増えており、 跡地の活用としては、地域での活用希望が無い場合には民間事業者向けに貸付けの公募を行うな ど、市有地の売却も含めて施設の有効活用に取り組みます。

また、多くの公共施設を抱える中で、これまで以上に効果的かつ効率的な施設の維持管理が重要であり、公募を含めた指定管理者制度のさらなる推進に取り組みます。

さらに、町域をひとつの生活圏と位置付け、「市民が集う」ことによる「賑わいの創出」を目的 とした拠点整備が行われており、拠点となる市民協働センターの整備と同時に、点在する公共施 設の集約を図る中で、施設の維持管理の削減に取り組みます。あわせて、公共施設の長寿命化や 統廃合に取り組むことで、将来的な更新費用や維持管理費用の抑制を図ります。

これらの取組により、計画段階での積算額として約〇億〇千万円の歳入増加及び約〇億〇千万円の歳出抑制を見込んでいます。

上記2~4における歳出抑制額及び歳入増加額の合計額と、収支均衡となる目標の〇億〇千万円との差額約〇千万円については、予算の枠配分方式に引き続き取り組むことによって、最低ラインとして抑制していくこととします。

### 計画の進め方

- (1) 市長を本部長とする「宍粟市行政改革推進本部(以下「行革本部」という。)」を中心として全庁的な行政改革を推進します。
- (2) 推進計画における各取組項目について、毎年度末にその年度の取組内容と次年度の具体的 な取組予定内容を示した取組状況等報告書を作成し、実績数値が確定した段階で行革本部へ報告した後、ホームページ等で公表します。
- (3) 総合計画「実施計画」策定にあわせ、第四次行政改革大綱において定める個別取組項目についてヒアリングし進捗状況を管理します。
- (4) 推進計画に明示していない改革に取り組む必要が生じた場合や、進捗状況により計画内容の見直しが必要な場合は、行革本部に諮ったうえで、新たに項目を追加し、またはその内容を見直します。
- (5) 5年間の取組成果を令和9年度に取りまとめたうえで公表します。

#### <年間の進捗管理の流れ>

6月 前年度実績数値の確定

7月 取組結果の検証

8月~9月 行革本部へ報告後、ホームページ等で公表

9月 前年度決算認定

9月~10月 次年度以降の実施計画においてヒアリング・協議

11月 次年度予算要求12月~1月 次年度予算協議

2月~3月 次年度の取組計画の確定

### 個別施策及び推進項目と方向性

資産の有効活用、公共施設等の効果的・効率的な維持管理の視点を念頭に、「歳出抑制に向けた 取組」、「歳入確保に向けた取組」の2つの区分に分け、原則、目標額または指標を定めて取り組 む項目について、以下のとおり整理しています。個々の推進項目のスケジュールや目標指標等に ついては、次ページ以降の「推進計画個票」のとおりです。

なお、本項目に具体の取組として計上していないものであっても、「改革の柱(重点事項)」に 整理している項目で、歳出抑制及び歳入確保の内容が含まれるものについては、収支改善に係る 実績等の整理の際には、本項目に含めて整理することとします。

区分	項目	ページ
	①人件費の適正化	15
	②普通建設事業費の抑制・繰上償還の推進	16
1. 歳出抑制	③事務事業の見直し	17
	④指定管理者制度等の推進	18
	⑤公共施設等の最適化の推進	19
	①徴収率向上に向けた取組の推進(市税・国保税)	20
	②徴収率向上に向けた取組の推進(市税・国保税以外)	21
	③使用料・手数料等の見直し	22
2. 歳入確保	④広告料収入の確保	23
∠. 威入唯沐	⑤ふるさと納税の拡充	24
	⑥市有財産の有効活用	25
	⑦市有林搬出間伐促進による立木売払い収入の確保	26
	⑧再生可能エネルギーの利活用	27

取組項目名	人件費の適正	化			NO,	1 -①		
所 管 課	総務部 総務語	総務部 総務課・広報情報課						
現状と課題	への対応や事務で、職員の健康 外勤務の削減が シェアリングな 件費の抑制に取 たな行政課題や	第三次行革大綱において人件費の抑制に取り組んできたが、新たな行政課題への対応や事務事業の増加等により職員数の削減が困難になっている。一方で、職員の健康管理や働き方改革を推進するためにも、これまで以上に、時間外勤務の削減が求められている。今後は適正な職員数の管理とともに、ワークシェアリングなどにより、時間外勤務及び休日勤務の適正化をはじめとした人件費の抑制に取り組む必要がある。さらに、社会情勢の変化に伴い発生する新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対して、ICT(情報通信技術)などを活用した対応等が必要である。						
課題解決への 具 体 的 取 組	①職員給与…人事院勧告を基準として運用し、特殊な要因が発生した場合は、独自の削減等により対応する。また、ラスパイレス指数を100未満としていく。 ②職員定員…行政サービスの維持を原則として、計画的な人事管理を行う。また、早期退職制度のもとでの退職者の募集を行う。 ③時間外、休日勤務…管理職の業務管理を徹底し、適切な時間外勤務命令を行うとともに、部署内でのワークシェアリングにより、超過勤務の偏りを防ぎ、部署内の協力体制の強化を図る。また、ノー残業デー、終礼、一斉退庁等の職場を上げた取組を励行する。 ④ICT(情報通信技術)などを活用した新たなシステムや手法を導入する。							
改革の効果	・人件費の抑制	・職員の健	康管理 • 適	正な労務	管理			
スケジュール	R4 上記①~④の 取組:実施	R5	R6	R	7	R8		
	時間外勤務	路時間数の削減率	区(%、R2年度b	北)※取	組③に対	対する指標		
目 標 指 標 上段:指標名 下段:指標値	R4	R5	R6	R	7	R8		
1、反,扫惊恒	▲ 1.0	▲ 2.0	▲ 3.0	<b>A</b> 2	4.0	▲ 5.0		
		時間外勤務手	当を含む人件費	全体の削	減額			
歳出削減目標額 (R2年度比)単位:千円	R4	R5	R6	R	7	R8		

取組項目名	普通建設事業	普通建設事業費の抑制・繰上償還の推進 NO, 1-2					
所 管 課	市長公室 地域	域創生課、総務部	」 財務課		•		
現状と課題	ビスを提供する 頼らざるを得な しているものの 院建設事業など るため、繰上償	本市は人口に対して広い市域を有するため、水道や下水道事業等、公共サービスを提供するためのコストは大きくなり、建設事業の実施には地方債発行に頼らざるを得ない現状がある。近年の繰上償還によって実質公債費比率は減少しているものの、今後も市民協働センター整備事業、市北部活性化事業、新病院建設事業などの大型事業が控えており、将来世代負担比率の増加が懸念されるため、繰上償還の積極的な実施により後年度の負担を減らしていくとともに、償還利子の削減により財源の確保に取り組む必要がある。					
課題解決への 具体的取組	財政収支見通し ②地方債の発行 事業債を除いて	①普通交付税算入が有利な地方債の発行を原則とし、実施計画策定時において 財政収支見通しを基礎として建設事業費の総枠を設定する。 ②地方債の発行にあたっては、臨時財政対策債、合併特例事業債及び災害復旧 事業債を除いて、毎年度の償還額を超えない範囲での地方債発行額とする。 ③地方債発行に係る償還について、繰上償還を積極的に実施する。					
改革の効果	・財政の健全化	; • 経費 (利	子)の削減				
	R4	R5	R6	R7		R8	
スケジュール	上記①~③の 取組:実施					-	
目標指標① 上段:指標名 下段:指標値			円) ※R2決算 高(特別会計・企業	値:555.6 (美計含む)		8.2億円となる	
目標指標②		実質公債費比率	率(%) ※R2:	決算値:7.9	9%		
上段:指標名下段:指標值	令和8年度決算における実質公債費比率が4.4%となることを目標とする。						
目標指標③		将来負担比率	(%) ※R2決	算値:83.7	7%		
上段:指標名下段:指標值	令和8年度決算に	こおける実質公債費	貴比率が66.5%と	なることを目	目標と	する。	
			賞還による利子削	<b>川減額</b>			
歳出削減目標額 (R2年度比)単位:千円		R5	R6	R7		R8	

取組項目名	事務事業の見直し NO, 1-3					1 -③	
所 管 課	市長公室 地域	域創生課 (総括)					
現 状 と 課 題	存事業を拡充す とや、また、新 も含めて見直す	社会情勢の変化や新たな行政課題に対応するために新規事業を開始または既存事業を拡充する場合においては、既存事業の廃止または縮小を同時に行うことや、また、新規事業及び拡充事業の有無に関わらず、既存事業について手法も含めて見直すことで、限られた職員数での事業実施や限られた予算の中での対応をしていく必要がある。					
課題解決への 具体的取組	①総合計画「実施計画」の策定段階等において、新規事業・拡充事業を実施しようとする場合は、既存事業の廃止・縮小などスクラップアンドビルドを原則とする。 ②総合計画「実施計画」の策定段階等において、事業効果の検証、他市町の水準との比較を行い、見直しを実施する。 ③補助金の交付に係る運用基準の見直しを行い、新たな運用基準により既存の補助金の精査を行う。						
改革の効果	・持続可能な仕	:組みの構築 •	歳出の抑制				
	R4	R5	R6	R	7	R8	
スケジュール	上記①、②の 取組:実施 上記③の取組 み:検証⇔随 時実施						
			-				
目標指標     上段:指標名     下段:指標値	R4	R5	R6	R	7	R8	
1、4X · 3日 1示 但	-	-	-	-	-	-	
			-				
歳 出 削 減 目 標 額 (R2年度比) 単位:千円	R4	R5	R6	R	7	R8	

取組項目名	指定管理者制度等の推進					1 -④	
所 管 課	市長公室 地域	(創生課 (総括)					
現状と課題	「サービスの質 ことや、施設管	民間企業等に委ねることができる公の施設の管理については、「コスト」と「サービスの質」の比較検討を行ったうえで指定管理者制度による指定を行うことや、施設管理全体とまではいかないとしても、業務の一部を委託するなど、民間活力の積極的な活用を図り、効率的・効果的に業務を推進していく必要がある。					
課題解決への 具体的取組	①指定管理施設の経営検証を毎年度行う。 ②次期更新時期に向け、公募の可能性について指定管理者の意向も確認しながら検討を行う。 ③指定管理者制度を導入していない施設について導入検討を行う。 ④指定管理者制度の適用になじまない施設についても業務の一部が委託できないかなど民間活用の積極的な活用の検討を行う。						
改革の効果	<ul><li>市民サービス</li><li>経費の削減</li></ul>	<ul><li>・市民サービスの維持、向上</li><li>・民間活力、手法の導入による経営改善</li><li>・経費の削減</li></ul>					
	R4	R5	R6	R	7	R8	
スケジュール	上記①~④の 取組:実施					<b>—</b>	
	非公募指定管理施	設の公募指定管理	移行数 または 新た	に指定管	理者制度	を導入する施設数	
目標指標 上段:指標名 下段:指標値	R4	R5	R6	R	7	R8	
ドロ・拍标順	-	-	-	_	-	+2	
			-				
歳 出 削 減 目 標 額 (R2年度比) 単位:千円	R4	R5	R6	R	7	R8	
		的としているが、	施設によって維持 しない。	寺管理経費	貴の目標額	額は異なってく	

取組項目名	公共施設等の最適化の推進 NO, 1-⑤					1 -⑤	
所 管 課	市長公室 地域創生課(総括)、千種市民局 まちづくり推進課、 波賀市民局 まちづくり推進課、建設部 上下水道課、 教育部 学校給食センター						
現状と課題	全ての施設を現	状のまま存続す	修や建替えを必 ることは困難な て更新・転用・	ため、公	共施設等	等の全体の状況	
課題解決への 具体的取組	公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき公共施設等の最適化を推進する。 ①市民協働センター整備に伴う市民局管内施設の集約 市民局庁舎を中心に、生涯学習施設、保健福祉センター等を集約していく。 ②学校給食センター 山崎、一宮波賀、ちくさの3つの学校給食センターについて、児童・生徒数の減少や学校規模適正化による学校数の減少に伴い、機能集積を進める。 ③下水道施設 ライフサイクルコストの低減を図るため、下水道施設統廃合計画に基づき施設の統廃合を実施するとともに、受入側(存続)となる処理施設については、国の交付金を活用し、施設の長寿命化を進める。						
改革の効果	<ul><li>市民サービス</li><li>経費の削減</li></ul>	の維持、向上	• 民間活力、	手法の導	入による	る経営改善	
	R4	R5	R6	R	7	R8	
	上記①の取 組:実施					<b></b>	
スケジュール	上記②の取組	<b>★</b> 発注支援業務 ,	設計	施工		供用開始	
	上記③の取組	5	る入側処理施設の	長寿命化			
		画、下水道認可等 「県、構成市町協		統廃合語	計画に基	さる事業実施	
目標指標	公共	共施設等の延べ角	三面積の削減率 (	(%, H2	8年度日	上)	
上段:指標名下段:指標值	る。※公共施設等	F総合管理計画では	)延べ床面積の削減 H28から40年間 5目標としている。	で24.5%			
	ī	市民協働センター	-整備に伴う維持		貴削減額	<u> </u>	
歳出削減目標額 (R2年度比)単位:千円	R4	R5	R6	R7	7	R8	
		下水道処理施設統合に伴う維持管理経費削減額					
歳出削減目標額 (R2年度比)単位:千円	R4	R5	R6	RT	7	R8	

取組項目名	収納率向上に向けた取組の推進(市税・国保税) NO, 2-①						
所 管 課	市民生活部 税務課・市民課						
現状と課題	にある。しかし 位となっており	第三次行政改革大綱にも掲げて継続的に取り組んでおり、収納率は改善傾向にある。しかしながら、目標はわずかに上回っているが、兵庫県内の中では低位となっており、今後も税源確保と公平性の観点から収納率向上に向け、従前の取組の充実と新たな取組による強化をしていく必要がある。					
課題解決への 具体的取組	①徴収強化月間の取組 ②預金、資産等の調査及び捜索による財産調査の強化 ③納税環境の整備の推進 ④納税交渉の強化と速やかな滞納処分の実施 ⑤任期付職員等の配置による効果的な徴収体制の推進 ⑥債権回収事務の新たな取組の検討						
改革の効果	・自主財源の確	保・受益と	負担の公平性確	保			
	R4	R5	R6	R	7	R8	
スケジュール	上記①~⑤の 取組:実施					<b></b>	
	上記⑥の取 組:検討・随 時実施					-	
		現年収納率(市	ī税) ※R2実統	責値:98	3.79%		
	令和8年度決算における市税の現年収納率が兵庫県における令和元年度市(町)税平 均収納率である99.2%となることを目標とする。						
日標指標 上段:指標名 下段:指標値	現年収納率(国保税)						
	令和8年度決算における国保税の現年収納率が兵庫県国民健康保険運営方針 (R2.12)に定める目標収納率(R3年度:95.3%)となることを目標とする。なお、兵庫県国民健康保険運営方針に定められた目標収納率が改正された場合は、当該収納率を目標値とする。					標とする。な	
			-				
歳入増加目標額 (R2年度比)単位:千円		R5	R6	R	7	R8	
	徴収の対象額が変	変動するため事前に	こ設定できない。				

取組項目名	収納率向上に	句けた取組の推進	隹(市税・国保税	以外)	NO,	2-2		
所 管 課	市長公室 地域	域創生課 (総括)						
現状と課題	が生じており、	第三次行政改革大綱でも取り組んできたが、市税以外の収入についても滞納が生じており、負担の公平性の観点、さらにはそれぞれの事業推進のための財源確保の観点から、今後も収納率の向上に向けた取組を強化させていく必要がある。						
課題解決への 具体的取組	①定期的に徴収状況について点検を行い進捗管理を徹底するとともに、滞納整理検討会議において増加傾向にある債権についての対策を協議し、強化策を検討する。 ②滞納が増加傾向にある債権がある場合は、集中して債権回収に取り組む。 ③税務課を中心に、滞納整理についてのノウハウの共有、研修の実施等に取り組む。 ④行政サービスの制限については、既に一部の行政サービスについて導入しているが、他の行政サービスについても統一的な考え方を整理し、実施に向けて検討する。 ⑤債権回収業務の一元管理について研究・検討を進める。							
改革の効果	• 受益と負担の	公平性の確保						
	R4	R5	R6	R	7	R8		
スケジュール	上記①~③の 取組み:実施					-		
	上記④⑤の取 組み:検討・ 随時実施							
目標指標	現年収納率(市税・国保税を除く。) ※R2実績値:96.95%							
下段:指標值	令和8年度決算における市税・国保税を除く保険料・使用料等の現年収納率97.25% を目標値とする。※R2実績値から毎年度0.05%の収納率向上を目標とする。							
			-					
歳入増加目標額 (R2年度比)単位:千円		R5	R6	R	7	R8		
	徴収の対象額が変	で動するため事前に	こ設定できない。					

取組項目名	使用料•手数	料等の見直し		NO,	2-3	
所 管 課	市長公室 地域	域創生課、建設部	『 水道管理課、 「	5民生活部 生活	•	
現状と課題	まざまな料金を 見直しを行った 適正な金額とな	水道料金や下水道等使用料、ごみ処分の手数料など、日常生活に関係してさまざまな料金を徴収している。第三次行政改革大綱でも一部の使用料について見直しを行ったが、それぞれの事業を継続していくために必要な経費に対し、 適正な金額となっているかどうかを検証し、今後の行政サービスが安定して供合できるよう定期的に料金を見直す機会を確保していく。				
課題解決への 具体的取組	正使 ①後②た諮③を廃公のです。 では、	事業実施にあたって、収入で支出をまかなうことができているかを前提に適Eな金額となっているかを検証し、類似団体、近傍団体との比較検討も含め、使用料及び手数料の改定を行う。  ②水道料金…令和3年度中に料金の改定率等を示し公共料金審議会に諮る。以後、周期的に見直しをする。 ②下水道等使用料…地方公営企業法適用(令和2年度)後の経営状況を検証したらえで、適正な額の検討を行う中で、改定の必要があれば公共料金審議会に密る。 ③ごみ処理手数料…令和2年度における一般廃棄物処理処理基本計画の見直している。 ②ごみ処理に係る費用を算出する中で手数料の検討を行う。以後一般発棄物処理処理基本計画の見直しに合わせて5年ごとに検討を行う。 ②公共施設の使用料、その他の使用料・手数料・分担金等について、受益者負因の原則に基づき、見直し指針を策定し、順次見直しを行う。				
改革の効果	・受益と負担の	公平性の確保				
スケジュール	R4 上記①の取組: 改定率の決定・ 審議・承認、決 定後周知 上記③の取組: 改定率の決定、 決定後周知 上記④の取組: 指針策定・使用	R5 新料金実施 上記②の取組: 新使用料の必要性の検討 新手数料実施		R7 の結果、改定の 料金審議会に認		
	料等改定決定	数料実施	_			
目標指標 上段:指標名 下段:指標值	R4	R5	- R6	R7	R8	
	-	-	-	-	-	
			-			
歳入増加目標額 (R2年度比)単位:千円	R4	R5	R6	R7	R8	
	-	_	_	_	-	

取組項目名	広告料収入の確保 NO, 2-④				2-④	
所 管 課	総務部 総務調	総務部 総務課·財務課·広報情報課				
現状と課題	封筒における広 ない状況が続い	第三次行政改革大綱でも取り組み、広報しそうや市公式サイト、庁舎施設、 対筒における広告主を募集し、応募者による広告を掲載しているが、応募が少 ない状況が続いている。今後は募集の手法を含め、ニーズにマッチした広告の 導入を進めていく必要がある。				
課題解決への 具体的取組	イト、庁舎施設 ②広報紙や市公	①広告募集の方法や広報等における広告掲載手法を工夫し、広報紙や市公式サイト、庁舎施設、封筒での広告掲載を継続・拡充する。 ②広報紙や市公式サイトだけでなく、市が管理・作成しているもので新たな広告掲載の媒体となるものがないか研究・検討する。				
改革の効果	・自主財源の確	保・資産の	有効活用			
	R4	R5	R6	R	7	R8
スケジュール	上記①の取 組:実施					
	上記②の取 組:検討・随 時実施					<b></b>
	-					
│ 目 標 指 標 │ 上段:指標名 │ 下段:指標値	R4	R5	R6	R	7	R8
	-	-	-	_		-
	広報紙及び市と	公式サイトへの広告	告掲載による広告料	以以入 %	※R2実績	[値:916千円
	R4	R5	R6	R	7	R8
	庁舎施設への広告掲載による広告料収入 ※R2実績値:200千円					
歳入増加目標額 (R2年度比)単位:千円	R4	R5	R6	R	7	R8
	封筒への広告掲載による広告料収入 ※R2実績値:250千円					
	R4	R5	R6	R	7	R8

	こフナレめば	のせた			NIO	0 (6)
取組項目名	ころのこの	ふるさと納税の拡充 NO, 2-⑤			2-⑤	
所 管 課	市長公室 地域	域創生課				
現状と課題	品の贈呈を開始を得た。50%を得た。50%を 経費が法令上認 ため、自主財源 さらなる募集、	平成26年度から宍粟市に寄付(ふるさと納税)いただいた方に対して返礼品の贈呈を開始し、令和2年度には過去最高となる約243,900千円の寄付金を得た。50%を上限として返礼品やポータルサイト使用料など募集に要する経費が法令上認められているが、残額はブナ基金として積み立てることとなるこめ、自主財源の確保策としても有効であり、寄付金募集の方法や返礼品目のさらなる募集、ガバメントクラウドファンディング、企業版ふるさと納税の推進など、さらなる収入の拡大を図っていく必要がある。				
課題解決への 具体的取組	に周知するとと ②地域創生総合 を行う。 ③市内事業者に 魅力的なものと ④ふるさと納税	①ふるさと納税を活用したクラウドファンディングについて、市民・事業者等に周知するとともに、市の事業においての活用についても検討・実施する。②地域創生総合戦略との整合を図ったうえで、企業からのふるさと納税の募集を行う。 ③市内事業者にふるさと納税制度の周知を行い、宍粟市における返礼品がより魅力的なものとなるよう事業者と協議を行う。 ④ふるさと納税ポータルサイトや専門誌、ふるさと納税制度や返礼品を紹介するパンフレット等により、宍粟市の魅力発信を行う。				
改革の効果	・自主財源の確	保				
	R4	R5	R6	R	7	R8
スケジュール	上記①~④の 取組み:実施					-
			-			
目 標 指 標   上段:指標名   下段:指標値	R4	R5	R6	R	r7	R8
	-	-	-	-	_	-
		ふるさと納税額	※R2実績値:	243,9	00千円	
歳入増加目標額 (R2年度比)単位:千円	R4	R5	R6	R	7	R8
(   XXVI + E.						

取組項目名	市有財産の有効活用 NO, 2-⑥				2-6	
所 管 課	総務部 財務調	総務部 財務課、市長公室 秘書政策課				
現 状 と 課 題	効率的な管理・ 要がある。また ある。 なお、売却が 条件を精査する	未利用財産については、利活用可能財産を整理し、売却や貸付を行うことで 効率的な管理・運営に努めているが、さらに全庁的な取組として進めていく必 要がある。また、学校等跡地の利活用についても、継続して進めていく必要が ある。 なお、売却が可能と思われる土地の選定にあたっては、面積や立地等の環境 条件を精査するほか、土地の形状や管理状況の詳細な確認及び測量、近隣住民 との調整などを踏まえ整理する必要がある。				
課題解決への 具体的取組	①学校等跡地を含めた未利用財産の貸付、売却の推進及び市公式サイトによる PR ②学校等跡地におけるサテライトオフィス等の導入の検討					
改革の効果	・未利用地の有効活用 ・自主財源の確保					
	R4	R5	R6	R	7	R8
スケジュール	上記①の取 組:実施					<b></b>
	上記②の取 組:実施					<b></b>
目標指標	学校	等跡地(施設)	の利活用率 ※	R2実績	値:72.	7%
上段:指標名下段:指標值	令和8年度末にある。	ける学校等跡地	(施設)の利活用率	をが82.6	。 %となる	ことを目標とす
			-			
  歳入増加目標額	R4	R5	R6	R	7	R8
(R2年度比)単位:千円			て、貸付の場合は1 8り、有償前提とは			

取組項目名	市有林搬出間	市有林搬出間伐促進による立木売払い収入の確保 NO, 2-⑦			2-⑦	
所 管 課	産業部 森林環	産業部 森林環境課				
現状と課題	25事業体がある 4,000haと多く 存在し、民有林	宍粟市の面積の9割は森林となっており、林業事業体は、県内でトップの25事業体があるなど、林業振興が果たす役割は期待されている。市有林も約4,000haと多くある中で、スギ・ヒノキなどの人工林がそのうち約2,800ha存在し、民有林と連携した搬出間伐により、宍粟材のブランド化も含めて、さらなる宍粟材の流通による立木売払収入の増加が必要となっている。				
課題解決への 具体的取組	を行う。 ②長期的な期間 長期受委託契約 ③搬出間伐によ バイオマス燃料 ④森林整備によ	①森林経営計画を林業事業体等と共同樹立している事業地の積極的な搬出間伐を行う。 ②長期的な期間において林業事業体が計画的に搬出間伐を進めることができる 長期受委託契約のさらなる推進を行う。 ③搬出間伐による素材販売に取り組むとともに、副次的に発生する林地残材もバイオマス燃料用として販売する。 ④森林整備による自然環境保全への取組について、市内外の方や企業等に広く 司知を行い、地産地消による地域材の利用を積極的に進める。				
改革の効果	・自主財源の確	<ul><li>自主財源の確保</li></ul>				
	R4	R5	R6	R	7	R8
スケジュール	上記123の 取組:実施					<b>&gt;</b>
			-			
目標指標	R4	R5	R6	R	17	R8
下段:指標值	-	-	-	-	-	-
	立木売払収入等 ※R2実績値:37,800千円					
歳入増加目標額 (R2年度比)単位:千円	R4	R5	R6	R	7	R8

取組項目名	再生可能エネ	ルギーの利活用			NO,	2-®
所 管 課	産業部 森林環境課					
現状と課題	削減対策としてやながない。 や木質バイオマンのとする流域でいる。 はいかではいる。 はでいる。 はでいる。 はでいる。 はでいる。 はでいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は	市内人工林の3分の2が未整備森林であるため、山地災害防止や二酸化炭素 削減対策として早急に間伐等の森林整備に取り組む必要がある中で、住宅木材 や木質バイオマスを燃料とするエネルギー需要の高まりを受け、森林環境をは じめとする流域全体の生活環境の保全と低炭素社会の実現が喫緊の課題となっ ている。 Jークレジット制度の活用についても、認証を得るための条件や費用 負担が大きい一方で、クレジット市場が低価での取引となっている現状とクレ ジットの販売先の確保が困難なため、歳入の確保について難しい状況である。 Jークレジット制度の活用に伴う費用負担の低廉と販売先確保、販売価格の 上昇による歳入確保のバランスが必要となる。				
課題解決への 具体的取組	制度による市場度の活用方法を②小水力発電等り組むとともに③森林整備をは等に広く周知を	①山地災害防止や低炭素社会の実現に向けた取組を行う中で、Jークレジット 制度による市場の需要と供給及び供給側の費用負担等のバランスを調査し当制度の活用方法を検討する。 ②小水力発電等の再生可能エネルギー施設の導入促進により、地域活性化に取り組むとともに新たな固定資産税収入確保をめざす。 ③森林整備をはじめとする自然環境保全への取組について、市内外の方や企業等に広く周知を行い、森林保全活動への理解やふるさと納税を活用したクラウドファンディングによる支援など、森林保全活動の輪を広げる。				
改革の効果		・地球温暖化防止 ・化石燃料の利用からの脱却 ・J-クレジットを活用した歳入確保				
	R4	R5	R6	R7	7	R8
	①の取組: 制度の動向調 査	経費と歳入の 検討	制度活用の検 、 討			<b>→</b>
スケジュール	②の取組: 小水力発電等 の実施 ③の取組: 市内外での普	クラウドファン ディング等の募				<b>→</b>
	及啓発	集	_			
目標指標	Ω4	DE	De	D-	7	DO
上段:指標名下段:指標值	R4 -	R5 -	R6 -	R7 -		R8 -
歳入増加目標額		R5	R6	R7		R8
(R2年度比)単位:千円						

## 用語集

番号	用語	用語の説明
1	RPA	Robotic Process Automationの略で、AI等の技術を用いて業務効率化・ 自動処理を行うこと。
2	ICT	Information and Communications Technology(情報通信技術)のこと。
3	一般廃棄物処理基 本計画	「廃棄物処理法」に基づき、「宍粟市環境基本計画」で掲げるごみ処理行政 分野における計画事項を具体化させるための計画。
4	Al	人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。一般に「人工知能」と和訳される。
5	合併特例事業債	合併団体が市町村建設計画に基づき実施する事業の費用に対して発行することができる地方債。元利償還金の70%が普通交付税に算入される。
6	行政委員会	市長とは別の執行機関で、法律により設置が義務付けられている委員会で、 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査 委員会がある。
7	行政評価	行政における事務事業について、計画(Plan)、実施(Do)、評価 (Check)、改善(Action)のPDCAサイクルにより、事業の改善に生 かしていくこと。
8	クラウドファン ディング	事業実施の資金について寄付を募ること。
9	繰上償還	発行した地方債の償還について、期限到来前に償還(返済)すること。
10	公共施設等総合管 理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、 総合的かつ計画的に管理する計画。
	災害復旧事業債	災害によって被害を受けた施設等を原形に復旧するための事業の費用に対して発行することができる地方債。災害に応じて元利償還金の47.5~95%が普通交付税に算入される。
12	サテライトオフィ ス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
13	J-クレジット制度	石油や石炭を、木片などの燃料に変えてCO2排出量を減らす、また、間伐などの森林整備でCO2吸収量を増やすなどにより、国の認定を受けたうえで吸収・排出量をクレジットとして売ることができる制度。
14	実施計画	基本計画に示した施策を実現するための具体的な事業を示す計画。
15	実質公債費比率	総合的な公債費負担を表す指標で、元利償還金等が標準財政規模に占める割合。 ※標準財政規模…地方公共団体の一般財源の規模を示したもの(税収+譲与税等+普通交付税等)
16	指定管理者制度	公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、 住民サービスの質の向上を図っていく制度。

番号	用語	用語の説明
17	将来負担比率	公営企業、出資法人等を含めた将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合。 ※標準財政規模…地方公共団体の一般財源の規模を示したもの(税収+譲与税等+普通交付税等)
18	スクラップアンド ビルド	肥大化を防ぐため、何か新たな事業等を新設するときは、何か既存の事業等を廃止する手法。
19	地方債	地方自治体が資金調達のために負担する債務で会計年度を越えて返済が行われるもの。
20	定住自立圏構想	たつの市を中心市とした宍粟市、上郡町、佐用町による協定で、産業、自然環境、歴史、文化など地域の魅力を活用し、相互に役割分担、連携・協力することで圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏において人口定住を促進する構想。
21	デジタルトランス フォーメーション	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
22	テレワーク	ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
23	扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者など等に対して地方自治体が行う支援に要する経費。
24	普通建設事業	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等のこと。
25	普通交付税	国税5税の一定割合(所得税の33.1% 酒税の50% 法人税の33.1% 消費税の22.3% 地方法人税の100%)の額を基準財政需要額と基準財政収入額で算定し、国から地方公共団体に交付されるもの。 ※普通交付税=基準財政需要額-基準財政収入額
26	ふるさと納税	応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度。
27	ラスパイレス指数	職種別、学歴別、経験年数別の平均給料月額を国家公務員のその額と比較した指数。
28	臨時財政対策債	国が交付する地方交付税の財源不足分を地方財政法第5条の特例債として許可された地方債。
29	林地残材	立木を伐倒した際に出る根株、枝葉、森林外へ搬出されない間伐材等、通常 は林地に放置される残材。
30	連携中枢都市圏構 想	姫路市を中枢都市とした、社会的・経済的に結びつきの強い8市8町(姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町)により、市・町が対等協力の立場で団結し、①播磨圏域の経済の活性化、②圏域の魅力の向上、③住民に安心快適な圏域づくりに取り組み、播磨圏域の地方創生を進める構想。
31	ワークシェアリン グ	業務を複数人で分担すること。